

公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センター 安全管理課
六ヶ所保障措置センター 安全管理課

組織改正に係る変更内容等について

1. 変更の経緯

公益財団法人核物質管理センターは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく指定機関（保障措置検査等実施機関）として、国内の原子力施設に対して保障措置検査を行っており、東海及び六ヶ所の両センターでは、上記の保障措置検査を実施した際に原子力施設から提出を受けた少量の核燃料物質の試験（分析）を行っている。核燃料物質の使用等については、各センターの使用施設に応じた保安規定を定め、同規定を遵守し施設の保安活動を実施している。

分析業務に関しては、分析課の保安活動のもと、核燃料物質の分析、設備の維持管理を実施しているが、ステークホルダーである IAEA から、より高い品質の分析の実施が求められている。前述の要求事項を達成するために、核燃料物質の分析について専門性向上の観点から、設備の維持管理等の機能を強化した上で、両センターの分析業務に係る組織体制を見直すこととした。一方、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の施行（現行保安規定の改正・施行）から1年ほどが経過し、その間の品質管理に係る活動実績から、品質管理に係る活動をより円滑に実施するために、品質管理を行う職位として「保安防護管理室長」を新設することとした。また、上記の変更の他、実施する内容には変更はないものの、課の人員構成や実施する内容に合わせた実施者等の見直しを行うこととした。

2. 変更の概要（核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の別添より抜粋）

1) 東海保障措置センター

(1) 分析課の業務所掌の見直し **【 ※詳細は、別紙 1,2 参照 】**

本体施設の維持・保守に関わる業務の一部を「東海分析課長」から「安全施設課長」に移行する。これに伴い、第 6 条（職務）、第 25 条（管理区域）、第 29 条（飲食及び喫煙の禁止）、第 32 条（管理区域の出入り管理）、第 42 条（施設定期自主検査）及び第 53 条（放射性廃棄物の処理依

頼)の実施者を「東海分析課長」から「安全施設課長」に変更する。第46条(周辺監視区域内に係る運搬)及び47条(周辺監視区域外に係る運搬)に「安全施設課長」を追加する。また、それに付随する別表第23の記録責任者及び保存責任者を変更する。

(2) 職位名称の変更 【 ※詳細は、別紙1,2 参照 】

「分析課長」を「東海分析課長」、「検査課長」を「東海検査課長」、「安全管理課長」を「安全施設課長」、「東海検査部長」を「検査分析部長」に変更する。

(3) 品質管理体制の強化 【 ※詳細は、別紙3 参照 】

新設する保安防護管理室長の職務等を、第5条(保安に関する組織)、第6条(職務)及び「第11章 品質マネジメントシステム」に追加する。

(4) 実施者等の見直し 【 ※詳細は、別紙1,2 参照 】

- ① 第26条(一時管理区域)及び第28条(立入制限区域に係る措置)について、設置の承認者は「所長」であることを踏まえて記載を適正化する。
- ② 第60条の2(緊急作業における作業者の選任要件及び被ばく管理等)において緊急作業計画の作成者を「東海検査部長」から「安全施設課長」に変更する。
- ③ 別表第3(2)の避難、消火訓練の実施者を「管理課長」から「安全施設課長」に変更する。
- ④ 上記①～③の変更に伴い、記載を適正化する。

2) 六ヶ所保障措置センター

(1) 業務所掌の見直し 【 ※詳細は、別紙4,5 参照 】

- ① 使用設備等(放射線管理設備及び通信連絡設備を除く。)及び共用設備に係る維持・保守の管理業務、周辺監視区域内の核燃料物質に汚染された物(放射性固体廃棄物)の運搬業務及び核燃料物質に汚染された物の保管、廃棄業務並びに異常時の措置に関わる業務の一部(原因究明、対応措置)を「分析課長」から「設備課長」に移行する。これに伴い、第6条(職務)、第15条(人員の確保)、第21条(負圧等の維持)、第22条(警報装置の管理)、第24条(異常時の措置)、第32条(作業に伴う放射線管理)、第38条の2(施設の巡視点検)、第38条の4(定期的な点検)、第45条(放射性気体廃棄物の管理)、第46条(放射性液体廃棄物の管理)、第47条(放射性固体廃棄物の管理)の実施者を「分析課長」から「設備課長」に変更するとともに、

第 43 条（周辺監視区域内に係る運搬）に放射性固体廃棄物の運搬に係る記載を追加した。また、それに付随する別表第 21 の記録責任者及び保存責任者を変更する。

- ② 上記①の分析課長から設備課長への業務移行したことに伴い、設備課長の統括（総括）業務は所長であることから、「部長」から「所長」に移行する。これに伴い、第 21 条（負圧等の維持）、第 24 条（異常時の措置）、第 26 条（立入制限区域に係る措置）、第 33 条（床、壁等の除染）、第 46 条（放射性液体廃棄物の管理）の該当箇所を「部長」から「所長」に変更する。また、それに付随する別表第 21 の記録責任者及び保存責任者を変更する

(2) 名称の変更 【 ※詳細は、別紙 4,5 参照 】

「六ヶ所検査部長」を「検査分析部長」、「分析課長」を「六ヶ所分析課長」に変更する。

(3) 品質管理体制の強化 【 ※詳細は、別紙 6 参照 】

新設する保安防護管理室長の職務等を、第 4 条（品質マネジメントシステム）、第 5 条（保安に関する組織）、第 6 条（職務）に追加する。

(4) その他業務の保安活動の強化に伴う見直し 【 ※詳細は、別紙 4,5 参照 】

- ① 分析課又は部長が継続して実施する保安業務に係る承認、報告に関して「所長」を追加するとともに、分析課とそれ以外の課の作成・立案により所長と部長に承認、報告先が変更となっていた条文に対して最終承認・報告先を「所長」に統一した。これに伴い、第 32 条（作業に伴う放射線管理）、第 41 条（核燃料物質の受渡し管理）、第 43 条（周辺監視区域内に係る運搬）を見直した。
- ② 核燃料物質の貯蔵に係る施錠などの立入制限の措置の業務を「分析課長」から「安全管理課長」に移行する。これに伴い、第 42 条（核燃料物質の貯蔵）の該当項目の実施者を「分析課長」から「安全管理課長」に変更する。
- ③ 緊急作業計画の立案業務を「部長」から「設備課長」に移行する。これに伴い、第 54 条の 2（緊急作業における作業者の選任及び被ばく管理等）の該当項目の実施者を「部長」から「設備課長」に変更する。

組織改正に伴い移管する職務、役割等について

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
(適用範囲) 第 2 条第 2 項 別表第 1 (施設の巡視・点検) 第 41 条の 6 第 1 項 別表第 16 別表第 17	使用施設等の区分 (本体施設、保安設 備、放射線管理設備) 毎の管理	1) 保障措置分析棟 ・本体施設(①貯蔵施設): 分析課長 ・放射線管理設備：安全 管理課長 2) 開発試験棟 ・放射線管理設備：安全 管理課長 3) 新分析棟 ・本体施設(①HC,GB 等 の使用施設、②貯蔵施 設)：分析課長	1) 保障措置分析棟 ・本体施設(①貯蔵施設): 東海分析課長 <u>本体施設(②固体廃棄 施設)：安全施設課長</u> ・放射線管理設備：安全 施設課長 2) 開発試験棟 ・ <u>本体施設(固体廃棄施 設)：安全施設課長</u> ・放射線管理設備：安全 施設課長 3) 新分析棟 ・本体施設(①HC,GB 等 の使用施設、②貯蔵施 設)：東海分析課長及び <u>安全施設課長</u> <u>本体施設(固体廃棄施 設)：安全施設課長</u>	※ 下部文書で分析課の所掌と していた固体廃棄設備の管 理を移管するとともに当該 文書にも明記 ※ 同上 ※ 左記①のうち、第 41 条の 6(施設の巡視・点検)及び日 常的な使用に係るバッグ交 換、グローブ交換、フィルタ 交換等は東海分析課長が継 続して行うこととし、第 42 条(施設定期自主検査)、第 43 条の 2(使用前検査)を 安全施設課に移管する。 ※ 下部文書で分析課の所掌と していた固体廃棄設備の管 理を移管するとともに当該 文書にも明記

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
		<ul style="list-style-type: none"> 保安設備：安全管理課長 放射線管理設備：安全管理課長 	<ul style="list-style-type: none"> 保安設備：安全施設課長 放射線管理設備：安全施設課長 	
(保安教育) 第12条第5項 別表第3(2)	保安訓練「避難、消火訓練」の実施	<u>管理課長</u>	<u>安全施設課長</u>	※ 今後の人員構成等を考慮して保安教育訓練に関することは安全施設課を中心に実施することとし集約した。
(その他の放射線業務従事者への教育訓練) 第13条	年間請負契約等による職員等以外の者への教育訓練の実施	所長、安全管理課長、 <u>管理課長</u>	所長、安全施設課長	※ 上記第12条第5項の整理に伴い、管理課長を削除。
(一時立入者への教示) 第14条	一時立ち入り者への遵守事項の教示	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
(管理区域) 第25条第3項	管理区域の区画、標識の設置	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
(一時管理区域) 第26条第1項	一時管理区域の設定	<u>分析課長</u>	<u>所 長</u> (各課長からの求めにより)	
	上記区域設定時の同意確認	<u>東海検査部長</u> 、核燃料取扱主務者、安全管理課長	安全施設課長、核燃料取扱主務者	
第26条第2項	上記区域の区画、標識の設置	<u>分析課長</u>	<u>各課長</u>	
第26条第3項	一時管理区域の設定解除	<u>分析課長</u>	<u>所 長</u>	
	上記区域設定解除時の同意確認	<u>東海検査部長</u> 、核燃料取扱主務者、安全管理課長	安全施設課長、核燃料取扱主務者	
(立入制限区域に係る措置) 第28条第1項	立入制限区域の設定	<u>分析課長</u>	<u>所 長</u> (各課長からの求めにより)	
	上記区域設定時の同意確認	<u>東海検査部長</u> 、核燃料取扱主務者、安全管理課長	安全施設課長、核燃料取扱主務者	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
第28条第2項	上記区域の区画、標識の設置	<u>分析課長</u>	<u>各課長</u>	
第28条第3項	上記区域へ立入る者への放射線防護上の措置	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
第28条第4項	上記区域の設定解除	<u>分析課長</u>	<u>各課長</u>	
	上記区域の設定解除時の同意確認	<u>東海検査部長、核燃料取扱主務者、安全管理課長</u>	<u>安全施設課長、核燃料取扱主務者</u>	
(飲食及び喫煙の禁止) 第29条	管理区域内での飲食及び喫煙禁止の周知・徹底	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
(管理区域の出入り管理) 第32条第1項	放射線業務従事者及び一時立入者以外の立入禁止措置	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
第32条第2項	一時立入者へ立会者の同伴・指示	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
第32条第3項	管理区域内の遵守事項の周知・徹底	<u>分析課長</u>	<u>安全施設課長</u>	
(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第33条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る各種確認	ニ	<u>安全施設課長</u>	※ 新設
(施設定期自主検査) 第42条第1項～第3項	各課で所掌する施設・設備の施設定期自主検査	<u>分析課長、安全管理課長</u>	<u>安全施設課長</u>	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
(周辺監視区域内に係る運搬) 第 46 条第 1 項・第 2 項	周辺監視区域内における核燃料物質等の運搬	分析課長	東海分析課長又は安全施設課長	※ 核燃料物質：東海分析課長 ※ 放射性廃棄物：安全施設課長
(周辺監視区域外に係る運搬) 第 47 条	周辺監視区域内における核燃料物質等の運搬	分析課長	東海分析課長又は安全施設課長	※ 同上
(運搬中における異常時の措置) 第 48 条第 1 項～第 3 項	運搬中の異常時発生時等の措置	分析課長	当該運搬物を管理する課長	※ 上記変更に伴う見直し
(放射性廃棄物の処理依頼) 第 53 条第 1 項	放射性固体廃棄物の引渡し手続き	分析課長	安全施設課長	※ 放射性廃棄物は一元的に安全施設課長が行うことに変更
(緊急作業における作業者の選任要件及び被ばく管理等) 第 60 条の 2 第 2 項・第 6 項	緊急作業を行う際の計画(緊急作業計画)の作成及び結果の報告	東海検査部長	安全施設課長	

※ 上記以外は、職位名称のみの変更のため、省略。

東海保障措置センターの個別業務に係る業務移管イメージ

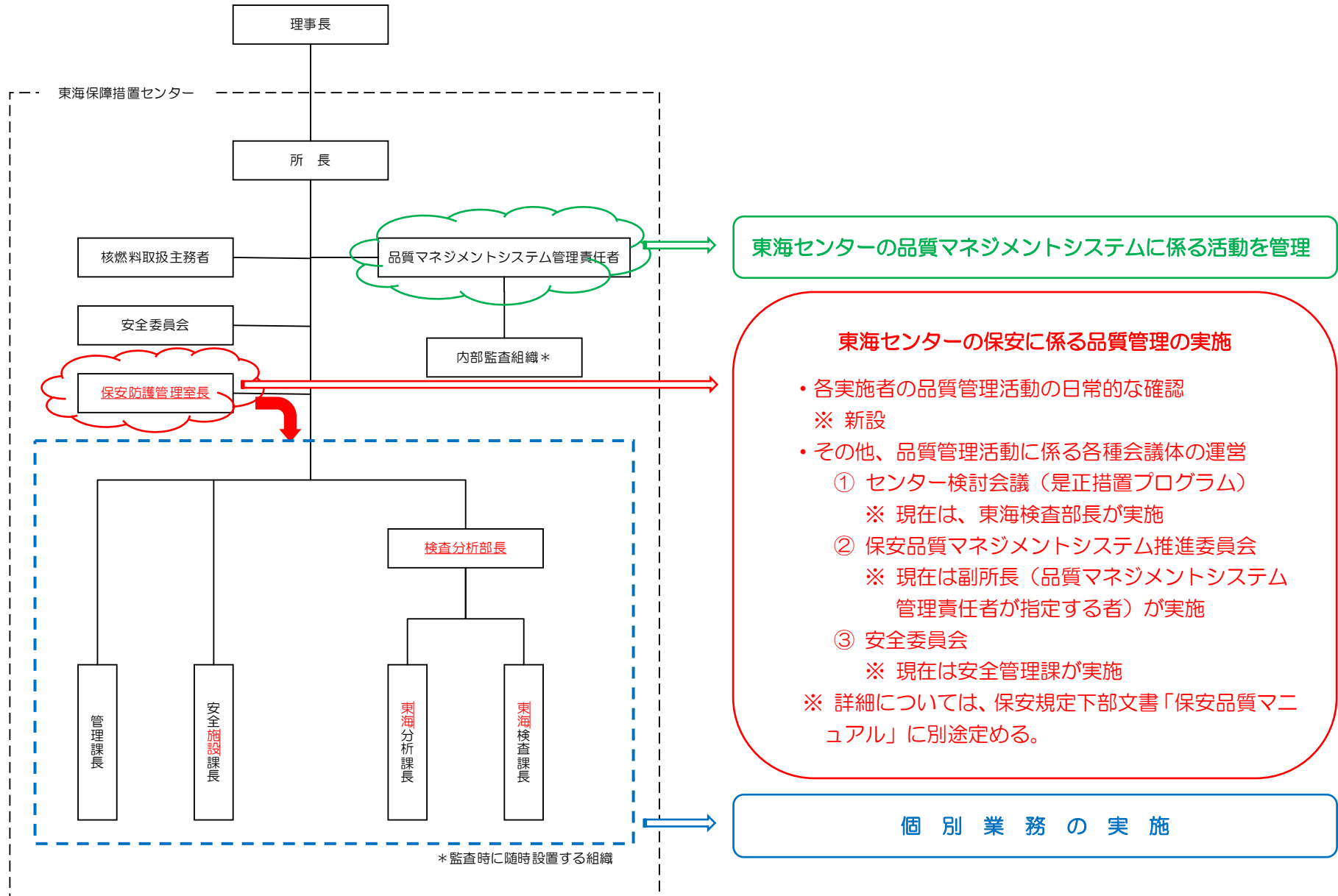
改正前			改正後				
検査課	保障措置検査機器の調整・校正作業		東海 検査課	保障措置検査機器の調整・校正作業		変更なし	
分析課	核燃料物質等の使用等		東海 分析課	核燃料物質等の使用等		変更なし	
	核燃料物質の運搬			核燃料物質の運搬		変更なし	
	本体施設の 維持・保守	巡視・点検	HC、GB等 貯蔵施設	本体施設の 維持・保守①	巡視・点検	HC、GB等 貯蔵施設	変更なし
			固体廃棄施設※ ¹			本体施設の 維持・保守②	巡視・点検
		施設定期自主検査、使用前検査		施設定期自主検査、使用前検査		安全施設課に移管	
放射性廃棄物の引渡し手続き及び運搬		放射性廃棄物の引渡し手続き及び運搬		安全施設課に移管			
安全管理課	保安設備、放射線管理設備の維持・保守		安全 施設課	保安設備、放射線管理設備の維持・保守		変更なし	
	放射線管理			放射線管理		変更なし	
	教育訓練（避難訓練、消火訓練を除く。）			教育訓練		変更なし	
管理課	教育訓練（避難訓練及び消火訓練）				安全施設課に移管		
	周辺監視区域の維持管理、外部機関への通報連絡等の他課の業務以外の業務		管理課	周辺監視区域の維持管理、外部機関への通報連絡等の他課の業務以外の業務		変更なし	

その他

- ① 分析課の業務であった一時管理区域、立入制限区域の設定及び解除が、全ての課で行えるように変更。（承認プロセスの変更なし。）
- ② 管理区域に立ち入る者への遵守事項の周知・徹底義務を分析課長から安全施設課長に変更。
- ③ 緊急作業を行う際の計画（緊急作業計画）の作成者を東海検査部長から安全施設課長に変更。（作成者のみの変更であり、承認プロセスの変更なし。）

※1：従前、下部文書「安全管理作業要領」に定めて管理していた「固体廃棄施設」を保安規定に明記して管理することに変更。

組織改正に伴い新設する保安防護管理室長の職務、役割等について



組織改正に伴い移管する職務、役割等について

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
(職 務) 第 6 条	各職位の職務	<p>(5) 分析課長：使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）を用いた核燃料物質等の使用等及び共用設備の管理に係る保安活動</p>	<p>(4) 保安防護管理室長：六ヶ所保障措置センターの保安に係る品質管理</p> <p>(6) 六ヶ所分析課長：使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）を用いた核燃料物質等の使用、核燃料物質の貯蔵及び運搬に係る保安活動</p> <p>(8) 設備課長は使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の設備及び共用設備（放射線管理設備及び通信連絡設備を除く）の管理並びに核燃料物質によって汚染された物の保管、廃棄及び運搬に係る保安活動</p>	<p>保安防護管理室長：新設</p> <p>六ヶ所分析課長：核燃料物質等の使用、核燃料物質の貯蔵及び運搬 (赤字は補正予定箇所)</p> <p>設備課長：新設により、六ヶ所分析課長の職務のうち、核燃料物質によって汚染された物の保管、廃棄及び運搬を移管 (赤字は補正予定箇所)</p> <p>※核燃料物質によって汚染された物（放射性固体廃棄物）の保管に関しては、保安規定上の記載はないが、固体廃棄物の封入から JNFL への払出しまでの間の保管管理があることから、明文化した。</p>

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
(人員の確保) 第15条第2項 第3項	分析セル、グローブボックス及びフードは、その操作に必要な知識及び技能を有する者を「グローブボックス等作業従事者」に指定する。	分析課長	設備課長	
(負圧等の維持) 第21条	通常操作条件を逸脱した場合の 1)核燃料物質等の使用の停止措置 2)原因の調査及び通常操作条件への復旧等の必要な措置 3)適用除外の計画書作成 4)適用除外の周知	1)、2)、3)、4)：分析課長 3)の承認：六ヶ所検査部長	1)：六ヶ所分析課長 2)：設備課長 3)：各課長 4)：各課長 3)の承認：所長	
(警報装置の管理) 第22条	警報装置が作動した設備の措置	分析課長	設備課長	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
(異常時の措置) 第 2 4 条第 2 項 第 3 項	異常を発見した時の 措置①	分析課長	設備課長	
第 4 項	異常を発見した時の 措置（核燃料物質の 使用停止等）	—	六ヶ所分析課長	第 24 条第 2 項の整理により、 六ヶ所分析課長の職務を規定
第 5 項	異常の原因調査	原因調査：分析課長 報告を受ける者：部長	原因調査：設備課長 報告を受ける者：所長、 核燃料取扱主務者	
(現行) 第 5 項	異常の原因調査	報告を受ける者： 核燃料取扱主務者	—	第 24 条第 5 項（改正後）を整 理し当該項を削除
(立入制限区域に係る措置) 第 2 6 条	立入の制限	六ヶ所検査部長	所長	
第 2 項	放射線防護上必要な 措置 1)実施 2)協議	1)六ヶ所検査部長 2)安全管理課長	1)所長 2)安全管理課長	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
第 3 項	立入制限区域の設定 又は解除する時の措置 1)実施 2)協議 3)同意	1)六ヶ所検査部長 2)安全管理課長 3)核燃料取扱主務者	1)所長 2)安全管理課長、六ヶ所分析課長、設備課長 3)核燃料取扱主務者	実施者を所長に変更したことにより、現行第 4 項を削除
第 4 項	所長への報告	六ヶ所検査部長	—	削除
(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第 3 1 条の 2	放射性廃棄物ではない廃棄物管理の判断	—	安全管理課長	新規定
第 2 項	放射性廃棄物ではない廃棄物管理に係る管理（混在防止等）	—	各課長	新規定
(作業に伴う放射線管理) 第 3 2 条第 2 項	放射線作業計画 1)立案 2)確認 3)承認	1)計画を立案した課長 2)分析課長 3)分析課長が立案した場合は六ヶ所検査部長。管理課又は安全管理課が立案した場合は所長	1)計画を立案した課長 2)設備課長、検査分析部長（六ヶ所分析課長が立案した場合に限る） 3)所長	承認者を所長に統一し、検査分析部長は確認に変更。

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
第 4 項	放射線作業終了後の措置 1)報告書の作成 2)報告	1)作業を行った課長 2)報告を受ける者：分析課長、安全管理課長、核燃料取扱主務者、六ヶ所検査部長、所長（管理課長又は安全管理課長に限る）	1)作業を行った課長 2)報告を受ける者：設備課長、安全管理課長、検査部長（六ヶ所分析課長が実施した場合に限る）核燃料取扱主務者、所長	承認者を所長に統一し、検査分析部長は確認に変更。
(床、壁等の除染) 第 3 3 条第 4 項	予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合の汚染拡大防止等の応急措置等の措置の報告	報告を受ける者：六ヶ所検査部長、核燃料取扱主務者	報告を受ける者：所長、核燃料取扱主務者	(赤字は補正予定箇所)
(外部放射線に係る線量率等の測定) 第 3 5 条	外部放射線に係る線量率等の異常時の措置	分析課長	六ヶ所分析課長、設備課長	
(施設管理) 第 3 8 条第 3 項	施設管理目標の設定 1)実施 2)確認 3)承認	1)各課長 2)六ヶ所検査部長（安全管理課長及び管理課長を除く）、核燃料取扱主務者 3)所長	1)各課長 2)検査分析部長(六ヶ所分析課長に限る)、核燃料取扱主務者 3)所長	各課長に設備課長が含まれるため、検査分析部長の実施範囲を適正化
第 4 項	施設管理実施計画の策定 1)策定	1)各課長 2)六ヶ所検査部長（安全管理課長及び管理課長を除く）、核燃料取扱主務者 3)所長	1)各課長 2)検査分析部長(六ヶ所分析課長に限る)、核燃料取扱主務者 3)所長	同上

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
	2)確認 3)承認	く)、核燃料取扱主務者 3)所長	扱主務者 3)所長	
(施設の巡視点検) 第38条の2	巡視点検の実施	分析課長	設備課長	
第2項	巡視点検における異常時の措置	分析課長	設備課長	
(定期的な点検) 第38条の4	定期的な点検	分析課長、安全管理課長	設備課長、安全管理課長	
第2項	点検結果異常の措置	分析課長	設備課長	
(修理等の計画) 第39条	保障措置分析所の保安に影響する修理等の計画 1)作成 2)同意 3)承認	1)各課長 2)六ヶ所検査部長（ <u>管理課長又は安全管理課長を除く</u> ）、核燃料取扱主務者 3)所長	1)各課長 2)検査分析部長（ <u>六ヶ所分析課長に限る</u> ）、核燃料取扱主務者 3)所長	各課長に設備課長が含まれるため、検査分析部長の実施範囲を適正化
第6項	修理等終了後の措置 1)記録の作成 2)確認 3)報告	1)各課長 2)六ヶ所検査部長（ <u>管理課長又は安全管理課長を除く</u> ）、核燃料取扱主務者 3)報告を受ける者：所長	1)各課長 2)検査分析部長（ <u>六ヶ所分析課長に限る</u> ）、核燃料取扱主務者 3)報告を受ける者：所長	同上

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
(核燃料物質の受渡し管理) 第 4 1 条	核燃料物質の受渡し 1)計画の作成 2)同意 3)承認	1)分析課長 2)核燃料取扱主務者 3)部長	1)六ヶ所分析課長 2)検査分析部長、核燃料取扱主務者 3)所長	承認者を所長に統一し、検査分析部長は確認に変更。
第 3 項	核燃料物質の受渡し報告 1)記録の作成 2)報告	1)分析課長 2)核燃料取扱主務者、六ヶ所検査部長	1)六ヶ所分析課長 2)検査分析部長、核燃料取扱主務者、所長	承認者を所長に統一。
(核燃料物質の貯蔵) 第 4 2 条第 3 項	核物質保管室の立入制限	分析課長	安全管理課長	
(周辺監視区域内に係る運搬) 第 4 3 条	核燃料物質の運搬 1)実施 2)同意 3)承認	1)分析課長 2)核燃料取扱主務者 3)六ヶ所検査部長	1)六ヶ所分析課長 2)検査分析部長、核燃料取扱主務者 3)所長	承認者を所長に統一し、検査分析部長は確認に変更。
第 3 項	運搬終了後の措置 1)実施 2)報告	1)分析課長 2)六ヶ所検査部長、核燃料取扱主務者	1)六ヶ所分析課長 2)検査分析部長、核燃料取扱主務者、所長	承認者を所長に統一。

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
第 4 項	核燃料物質に汚染された物の運搬 1)実施 2)同意 3)承認	1)分析課長 2)核燃料取扱主務者 3)六ヶ所検査部長	1)設備課長 2)核燃料取扱主務者 3)所長	新規定
第 5 項	法令等に定める措置 （運搬標識の取付等）	分析課長	設備課長	新規定
第 6 項	運搬終了後の措置 1)実施 2)報告	1)分析課長 2)六ヶ所検査部長、核燃料取扱主務者	1)六ヶ所分析課長 2)検査分析部長、核燃料取扱主務者、所長	新規定
（周辺監視区域外に係る運搬） 第 4 4 条	周辺監視区域外における核燃料物質の運搬 1)計画 2)同意 3)承認	1)六ヶ所検査部長 2)核燃料取扱主務者 3)所長	1)検査分析部長 2)核燃料取扱主務者 3)所長	周辺監視区域外の運搬範囲を核燃料物質等から核燃料物質に変更
（放射性気体廃棄物の管理） 第 4 5 条	放射性気体廃棄物の管理	分析課長	設備課長	
第 3 項	警報吹鳴時の措置	分析課長	〔設備課長〕	第 2 項の整理（第 24 条に紐づけ）により削除。〔 〕は第 2 4

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
				条の実施者
(放射性液体廃棄物の管理) 第 4 6 条	放射性液体廃棄物の 管理	分析課長	〔設備課長〕	同上
第 2 項	液体廃棄物中の放射 性物質濃度評価結果 の報告 1)実施 2)報告	1)分析課長 2)報告を受ける者：分析課 長	1)設備課長 2)報告を受ける者：設備課 長	
第 3 項	前項の結果及び液体 廃棄物の排出状況の 報告 1)実施 2)報告	1)分析課長 2)報告を受ける者：核燃料 取扱主務者	1)設備課長 2)報告を受ける者：核燃料 取扱主務者	
第 4 6 条第 4 項	管理目標値を超えた 場合の措置 1)実施 2)同意 3)承認	1)分析課長 2)核燃料取扱主務者 3)六ヶ所検査部長	1)六ヶ所分析課長 2)検査分析部長、核燃料取 扱主務者 3)所長	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備考
		現 行	改正後	
(放射性固体廃棄物の管理) 第 4 7 条	放射性固体廃棄物の管理	分析課長	設備課長	
第 2 項	固体廃棄物の封入及び廃棄の報告 1)封入 2)報告	1)分析課長 2)報告を受ける者：核燃料取扱主務者	1)設備課長 2)報告を受ける者：核燃料取扱主務者	
第 3 項	異常時の措置	分析課長	〔設備課長〕	第 3 項の整理（第 24 条に紐づけ）〔 〕は第 2 4 条の実施者
(緊急作業における作業者の選任要件及び被ばく管理等) 第 5 4 条の 2 第 4 項 第 5 項	緊急作業の従事に関する教育 1)実施 2)確認 3)報告	1)各課長 2)安全管理課長 3)核燃料取扱主務者、所長	1) 保安防護管理室長、 各課長 2)安全管理課長 3)核燃料取扱主務者、所長	(赤字は補正予定箇所) 1)の保安防護室長は各課長に含めることとし削除する。
第 6 項	緊急作業計画の作成 1)作成 2)協議 3)承認	1)六ヶ所検査部長 2)各課長、核燃料取扱主務者 3)所長	1)設備課長 2)部長、室長、六ヶ所分析課長、安全管理課長、管理課長、核燃料取扱主務者 3)所長	

保安規定の見出し及び条項	実施事項等	実施者（主体者）		備 考
		現 行	改正後	
第 1 0 項	緊急作業の報告 1)実施 2)報告	1)六ヶ所検査部長 2)報告を受ける者：核燃料 取扱主務者、所長	1)設備課長 2)報告を受ける者：核燃料 取扱主務者、所長	

組織改正に伴い移管する職務、役割等について

改正前		改正後		備考
分析課	使用設備等を用いた核燃料物質等の使用		使用設備等を用いた核燃料物質等の使用	変更なし
	核燃料物質等の保管	六ヶ所分析課	核燃料物質の 貯蔵	保管を貯蔵に変更 (太字は補正予定箇所)
		安全管理課	扉の施錠	安全管理課へ移行
	周辺監視区域内の核燃料物質等の運搬	六ヶ所分析課	周辺監視区域内の核燃料物質の運搬	変更なし
		設備課(新設)	周辺監視区域内の核燃料物質に汚染された物(廃棄物)の運搬	設備課へ移管、運搬先はJNFL
	核燃料物質等の廃棄		核燃料物質の廃棄 (運用上の非該当業務)	設備課への移管に伴い記載の適正化を図る。
		設備課(新設)	核燃料物質に汚染された物(気体、液体、固体廃棄物)の廃棄	設備課へ移管
		設備課(新設)	核燃料物質に汚染された物(気体、液体、固体廃棄物)の 保管	設備課への移管に伴い明文化。 (赤字は補正予定箇所)
	周辺監視区域外の核燃料物質等の運搬	六ヶ所分析課	周辺監視区域外の核燃料物質の運搬	変更なし
			周辺監視区域外の核燃料物質に汚染された物(廃棄物)の運搬 (運用上の非該当業務)	職務見直しに伴い記載の適正化を図る。
	使用設備等(放射線管理設備及び通信連絡設備を除く。)の管理及び共用設備の管理	設備課(新設)	使用設備等(放射線管理設備及び通信連絡設備を除く。)の管理及び共用設備の管理	設備課へ移管
	異常時の措置	六ヶ所分析課	異常時の措置	核燃料物質等の使用停止
設備課(新設)		原因究明、対応措置		設備課へ移管

改正前		改正後		備考	
安全管理課	放射線管理	安全管理課	放射線管理	変更なし	
	放射線管理設備の管理		放射線管理設備の管理	変更なし	
	保安教育・訓練		保安教育・訓練	変更なし	
管理課	通信連絡設備の管理	管理課	通信連絡設備の管理	変更なし	
	外部機関への通報連絡等の他課の業務以外の業務		外部機関への通報連絡等の他課の業務以外の業務	変更なし	
六ヶ所検査 部長	核燃料物質の受渡し確認（承認）	所長	核燃料物質の受渡し確認	承認	所長へ移管
		検査分析部長		確認	
	周辺監視区域内の核燃料物質等の運搬（承認）	所長	周辺監視区域内の核燃料物質等の運搬	承認	所長へ移管
		検査分析部長		同意	
	立入制限措置（実施者）	所長	立入制限措置（実施者）		所長へ移管
	緊急作業計画（作成）	設備課(新設)	緊急作業計画（作成）		設備課へ移管
	床、壁等の除染（被報告）	所長	床、壁等の除染（被報告）		所長へ移管
放射線作業（分析課からの被報告）	所長	放射線作業 （六ヶ所分析課からの被報告）	承認	所長へ移管	
	検査分析部長		確認		

